

令和3年8月31日

郵政民営化委員会 御中

「かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る
郵政民営化委員会の方針案」に対する意見

全国生命保険労働組合連合会
中央執行委員長 松岡 衛

生保労連は、郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張をこれまで一貫して行って参りました。

こうした中、本年6月9日に日本郵政がかんぽ生命の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣へ届け出たことを受け、郵政民営化委員会より「かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案（以下、方針案）」が示されました。

生保労連としては、日本郵政による金融二社株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制の運営については、郵政民営化法および附帯決議で示された次の論点（郵政民営化法 第138条の2）

- 郵便保険会社は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない

（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議）

【衆議院 郵政改革に関する特別委員会】

- 日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること

【参議院 総務委員会】

- 日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること

1 が十二分に配慮され、実効性あるものとされることが大前提であると考えております。係る認識の
2 下、本方針案に対する意見を以下、申し述べます。

3
4 生保労連としては、かんぽ生命の自己株式取得等により、日本郵政のかんぽ生命株式保有割合の
5 低下が進められたことは、これまで我々が主張してきた完全民営化に向けた取組みとして、一定の
6 前進がはかられたものとは認識しております。

7 しかしながら、その水準は郵政民営化法上で規定された 50%をкаろうじて下回る 49.9%であり、
8 今後の株式完全売却への明確な道筋は未だ示されておりません。

9 加えて、政府の間接出資も引き続き残る中、長きに亘り国の信用力を背景に事業展開を行ってき
10 たかんぽ生命に対する国民の信頼感、いわゆる「暗黙の政府保証」は未だ払拭されてはおらず、さら
11 に先般示された新たな中期経営計画では、グループ一体運営の方針があらためて強く打ち出されて
12 おります。

13 こうした中、加盟組合や組合員からは「民間生命保険会社の立場から、意見すら言えなくなって
14 しまうのか」「未だ払拭されていない『暗黙の政府保証』と闘っている、営業現場の実態・声を聴い
15 てもらう機会すら奪われてしまうのか」等といった大きな不安や疑問を訴える声が数多く寄せられ
16 ております。

17 こうした状況に鑑みれば、「他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれの低下」など
18 到底ありえないものと認識しております。

19
20 また、『郵政民営化に関する意見募集』について（令和 2 年 9 月 1 日）でも申し述べた通り、生
21 命保険産業が国民の生活保障を支えるべく発展を遂げていくためには、社会的使命・責任を果たし、
22 お客さまからの信頼を得ていくことは不可欠であり、かんぽ生命においても、「顧客本位の業務運営」
23 の更なる徹底や、新規業務にあたっての募集・管理態勢等の適切な整備は欠かせないものと考えて
24 おります。

25 本方針案では、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」
26 （令和 3 年 4 月）において示された、「第三分野などの商品やサービスの充実に期待」といった視点
27 にも、「よりスピーディーな経営」への期待としてあらためて触れられております。

28 生保労連としては、新規業務に係る届出制について、郵政民営化法改正時の国会審議において、
29 衆参両院で「単なる届出制でなく」とされた附帯決議が実効性のある運用をなされることが必要と
30 考えます。

31 具体的には、新規業務等の取扱いにあたっては、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を
32 行うとともに、必要な事項について調査審議を行う重要な責任・役割を担う機関である郵政民営化
33 委員会においても、民間会社との適正な競争関係、業務内容に応じた適切な態勢整備の状況等、実
34 効性のある評価・検証等がなされることを期待いたします。

35
36 さらに、今後の「新規業務に関する調査審議の方針」について、生保労連として、以下 2 点具体的
37 に要望いたします。まず、委員会における調査審議のプロセスについて、

- 38 ● 「外部からの意見聴取は簡素化（令和 3 年 7 月 21 日郵政民営化委員会資料）」との方向性が
39 示されておりますが、各関係団体が新規業務の取扱いによる競争環境への影響の有無・度合
40 い、内容等を判断するのに必要な期間は設けていただきたい
- 41 ● また、新規業務取扱いによる各関係団体への影響はさまざまであることから、原則、意見聴取

1 は広く行っていただきたい

2 また、「意見等」について、

- 3 ● 「必要があると認める」際に、作成・公表とありますが、郵政民営化委員会の公正・中立性や
4 議論・運営の透明性を確保・担保するといった観点からも、判断根拠は都度公表いただきたい
5 ● また、同様の観点から、仮に外部からの意見聴取を実施しないと判断した場合には、その理由
6 を明示いただきたい

7

8

9 最後となりますが、生保産業唯一の産業別労働組合である生保労連として、公平・公正な競争条
10 件の確保がなされないまま、なし崩し的に業務範囲の拡大・新規業務の取扱い等がなされることは、
11 25万組合員の雇用・処遇にも影響を与えかねないものであり、到底看過することはできません。

12 貴委員会におかれましては、我々のこうした懸念も踏まえた真摯かつ丁寧な議論が行われること
13 を切に要望いたします。

14

15

16

以 上